

○薬事法上の疑義について

(昭和三〇年七月一九日)

(薬第七二八号)

(厚生省薬事課長あて徳島県衛生部長照会)

つぎのとおり、疑義がありますから、おたずねします。

最近覚せい剤違反事件にともなつて覚せい剤と称しアンプル入の贋品(無標示)―(内容は、常水、蒸溜水、食塩水等がある。)を売買している事実があるが、これらは無登録業者として薬事法第四十四条第三号、第八号に該当するものとみなしてよいかどうか。

即ち覚せい剤売買ルートに関係した一特定人について警察が調査した場合、売買したものが前記アンプルで覚せい剤を検出せず内容が食塩水、常水、蒸溜水等の場合これを医薬品とみなすかどうか。

(昭和三〇年一〇月一二日 薬事第二九六号)

(徳島県衛生部長あて厚生省薬事課長回答)

標記について昭和三十年七月十九日薬第七二八号をもつて照会があつたが、照会にかかるものは、薬事法第三条第四項第二号に掲げる医薬品として取り扱うべきであり、該品を医薬品販売業の登録を受けずに販売する場合は、薬事法第二十九条第一項に違反するか、又は同法第四十四条第八号に該当し、また同法第四十四条第三号に該当する。